

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

平成 28 年度狭山市一般会計補正予算（第 6 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成 29 年 2 月 24 日提出

狭山市長 小谷野 剛

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成28年度狭山市一般会計補正予算（第6号）

補正予算別冊のとおり

平成28年12月26日

狭山市長 小谷野 剛

平成28年度狭山市一般会計補正予算（第6号）

平成28年度狭山市一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

債務負担行為の追加は、「別表 債務負担行為補正」による。

別表 債務負担行為補正 追 加

事 項	期 間	限 度 額
狭山市立堀兼中学校除湿温度保持工事費	平成28年度から 平成29年度まで	千円 158,163